



顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置

～「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動～

各種の集客方法と景表法・総付景品ガイドラインとの関係 三堀 清

機構の動き

6月度<2022年6月1日～6月30日>

遊技機等への立入検査関係

- 6月度 立入検査店舗数206店舗
(遊技機検査165店舗、計数機検査41店舗)
6月末日 誓約書提出店舗数8099店舗(対前月比▲82)

依存防止対策調査の関係

- 6月度 依存防止対策調査実施店舗数133店舗
6月末日 承諾書提出店舗数7947店舗(対前月比▲77)

会議開催関係

6月6日(月)に定例理事会及び定時社員総会を開催した。定例理事会においては立入検査実施要綱等の一部改定の件などについて審議を行い、異議無く承認可決した。この改定の主旨は、全国のパチンコホールで検査・調査を実施している当機構の検査要員が着用する「統一ジャンパー」に、「夏用ベスト」を加えることで、「夏用ベスト」は完成次第、その見本等を当機構HPなどに掲載することを予定している。また、定時社員総会においては2021年度の計算書類(決算)承認の件が異議無く承認可決された。

CONTENTS

8 AUGUST
2022

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置	1
～「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動	
各種の集客方法と景表法・総付景品ガイドラインとの関係 三堀 清	5
店長に求められる知識「業界知識XMU」	8
銀世界の裏154「新たな挑戦(後編)」	11



秋田県仙北市 角館のささら舞

武家屋敷と枝垂桜の観光でおなじみの、みちのくの小京都、角館(かくのだて)。400年の伝統を持つささら舞も、盆の行事として知られている。獅子が腹に付けた太鼓を叩いて踊る「獅子舞」を、木製楽器「ささら」を鳴らして盛り立てることから、ささら舞といわれる。「ささら」は、多数の木片を結び付けた楽器で、木片を次々に波立たせると、シャッという小気味いい音が響く。

江戸時代初め、佐竹家19代当主義宣(よしのぶ)は徳川家康に、常陸から秋田の転封を命じられた。石高が激減する秋田藩への道中、舞を披露して義宣を慰めたものが、ささら舞の原型だと地元では言い伝えられている。武家屋敷通りの広場や、白岩の雲巖寺で8月15日に演じられるが、今年については、直前にコロナ感染拡大の状況を見て判断するという。

顧客とグループ一緒にウクライナ募金箱を設置



大木家の大木伸浩社長

ロシアがウクライナに侵攻してから4か月以上が経つ。まだ戦乱は続き、

ウクライナ国内の被害が連日報じられている。この事態に、業界でも

ウクライナ避難民への人道支援の動きが広がっている。

愛知県豊橋市に本社を構える

ホール企業の大木家(大木伸浩社長)では、

全系列店に募金箱を設置し、

顧客と一体となつて救援金を集める活動を展開した。

同社は、以前から「おたがいさま」という精神で

顧客にも協力を求めつつ、

積極的に地域貢献活動に取り組んできた。

青年海外協力隊として

海外で内戦に遭遇した経験をもつ大木社長に

ウクライナ支援や社会貢献に対する思いを聞いた。



「おたがいさま」の精神で展開する大木家の社会貢献活動

市民4600人超死亡 侵略から4か月で

2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻は4か月を過ぎても終結する気配をみせず、6月下旬時点で民間人にも4600人を超える死者が出たと伝えられている。

また、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の日本の公式支援窓口・国連UNHCR協会によると、同国内で緊急の人道支援と保護を必要としている人は推定1570万人、国境を越えて近隣諸国に逃れた人は約800万人にのぼる。

こうした事態を受けて、日本でもウクライナに対する人道支援の動きが政府、自治体はもとより民間の企業・団体などの間で活発化している。

パチンコ業界では、組合・団体関係では山梨県遊技業協同組合(星野謙理事長)が4月14日、山梨県ボランティア協会の「地元山梨で出来るウクライナ支援」事業をサポートするため、同協会に20万円寄付した。

神奈川県遊技場協同組合(理事長・伊坂重憲氏)と神奈川福祉事業協会(会長・同)は4月25日、神

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置



ウクライナ人道支援の寄付金を手渡す大木伸浩社長(右)。左は日赤愛知県支部の古橋啓太課長

奈川県に対して、県がウクライナ避難民のために確保している県営住宅5部屋分の家電・寝具などを（230万円相当）を寄付した。

一般社団法人日本遊技関連事業協会（西村拓郎会長）も、社会福祉法人さぼうと21がウクライナから来日した避難者向けに作成した日本語小冊子「はじめの500ごくウクライナ語版、ダリ語版」に支援した。

ホテル企業では首都圏で店舗展開するピーアークホールディングス（本社・名古屋市、真城貴仁社長）も同31日、同様の趣旨で100万円を日赤愛知県支部に寄付した。

岐阜県で店舗展開する真城ホールディングス（本社・名古屋市、真城貴仁社長）も同31日、同様の趣旨で100万円を日赤愛知県支部に寄付した。

愛知県で店舗展開する大木家（本社・愛知県豊橋市、大木伸浩社長）は5月30日、日本赤十字社愛知県支部に人道支援金132万9098円を寄付。愛知県と

岐阜県で店舗展開する真城ホールディングス（本社・名古屋市、真城貴仁社長）も同31日、同様の趣旨で100万円を日赤愛知県支部に寄付した。

愛知県を中心とした法人福田会に100万円、パン・アキモトに50万円を寄付した。

愛知県を中心に店舗展開する大木家（本社・愛知県豊橋市、大木伸浩社長）は5月30日、日本赤十字社愛知県支部に人道支援金132万9098円を寄付。愛知県と

ス（本社・東京都足立区、庄司眞社長）が4月、食糧や生活必需品の支援活動を行なっている社会福祉法人福田会に100万円、パン・アキモトに50万円を寄付した。

愛知県を中心に店舗展開する大木家（本社・愛知県豊橋市、大木伸浩社長）は5月30日、日本赤十字社愛知県支部に人道支援金132万9098円を寄付。愛知県と岐阜県で店舗展開する真城ホールディングス（本社・名古屋市、真城貴仁社長）も同31日、同様の趣旨で100万円を日赤愛知県支部に寄付した。

このなかで自らの海外での体験に重ねて、ウクライナで困難に直面する人たちへの思いを語るのが大木家の大木社長だ。同氏は大学卒業後、大手メーカー勤務を経た後、30歳で青年海外協力隊に応募、1993年から2年間、同隊の一員（システムエンジニア）として中東に派遣された。最初の派遣国のはイエメンでいきなり遭遇したのが内戦だった体験をもつていて。

「その頃のイエメンは北イエメンと南イエメンの統一から日が浅く、派遣当初から国内情勢が不安定だったのです。内戦が勃発すると、1週間近く、居住地に爆弾が落ちないでほしいと祈る日々を送りました。ですから、いまのウクライナは他人事とは思えず、じっとしてはいられませんでした」

救援金の寄付にあたっては、自社から拠出するだけでなく、顧客にも協力を呼びかけた。4月下旬から5月20日まで、系列のパチンコ店（21店舗）、レストラン（3店舗）、ゴルフ練習場に募金箱を設置。32万9098円が寄せられた。

「お客様にも協力していただき、力を合わせて少しでも多くの寄付をと考えました」と大木社長。同社では2000年から日本テレビ

「いまの自分たちの日常に感謝しお客様にも協力していただき、力を合わせて少しでも多くの寄付をと考えました」と大木社長。同社では2000年から日本テレビ

「いまの自分たちの日常に感謝しお客様にも協力していただき、力を合わせて少しでも多くの寄付をと考えました」と大木社長。同社では2000年から日本テレビ

「いまの自分たちの日常に感謝しお客様にも協力していただき、力を合わせて少しでも多くの寄付をと考えました」と大木社長。同社では2000年から日本テレビ



自店の顧客と一緒に汗地元の森づくりに汗

そんな同社の社会貢献活動の根底にあるのは「おたがいさま」の精神で、活動対象の相手と自社（会社、社員）の双方にメリットのあるスタイルを目指している。そ



「オーギヤの森づくり」に豊橋市民とともに汗を流す同社の社員。全日本社会貢献団体機構(現・パチンコ・パチスロ社会貢献機構)の第12回社会貢献大賞の優秀賞を受賞した



認知症サポーター養成講座を受講する社員たち。認知症啓発イベント「RUN伴」にも協賛し、第15回社会貢献大賞の優秀賞を受賞した

大木社長が同団体の役員をしていたこともあり、企業にも協力を呼びかけようという話になつたとき、真っ先に手を挙げたというボランティア参加の社員からは、「長年続け、手入れをしている森林に愛着がわいてきた。これからも続けたい」との声が聞かれる。

「認知症サポーターの養成及び啓発イベントへの参加」にも10年近く取り組んでいる。厚生労働省が全国キャラバン・メイト連絡協議会を通じて各地で開催している認

うすることで互いの関係が長続きもするし、笑顔の輪も広がると考えている。パチンコ店は地域のコミュニティースペースで、それはサービスを提供する側と受ける側が一体となつて築き上げるものだといわれるが、社会貢献も同様であるということのようだ。

たとえば、「オーギヤの森づくり」はNPO法人穂の国森づくりの会の協力のもと、09年から続いている東三河地域の森林の保全・育成活動で、毎年11～12月になると顧客にも呼びかけ、ボランティア参加の社員と一緒に、豊橋市内の国有林で枝の剪定や下草刈りを行なつてている。

顧客と一緒にウクライナ支援 グループ全店に募金箱を設置

知症サポーター養成講座を社員が積極的に受講し、認知症者や高齢者に優しい街づくりへの貢献を目指している。

現在、同社には300人以上の社員がいるが、そのほぼ100%が同資格取得者。新入社員は研修の一環として受講することになつていて。今春入社した新卒16人、キヤリア社員（アルバイトからの社員登用）6人の計22人も全員が同資格を取得した。

さらに、この取組みに伴つて、患者や協賛することになったのが「RUN伴」。認知症の人たちとともに生きる街づくりを目指し、患者や家族、地域住民らが全国でタスキを繋ぎながら走る認知症啓発イベントで、社員もボランティアとして伴走者などを務めている。

これは14年当時、オーギヤ彦根店（滋賀県彦根市）の従業員らが参加を提案したのがきっかけで、同イベントが愛知県内でも行なわれるようになつたため、企業として参加することになった。大木社長は「認知症サポーターの資格取得を推進することにした狙いや、そもそもの当社の社会貢献への姿勢

が社員一人ひとりに理解してもらえているということだと思います」と表情をほころばせる。

ホール経営70周年で社会との共生を再確認

そのほか、地元・豊橋市の青年会議所が立ち上げた「とよはしま

02年から協賛。空き店舗が散見される同市の街中を映画で活性化させようという催しで、青年会議所

の理事をしていた関係と父である大木正好会長が映画好きであることから、迷うことなく参画を決意した。



東日本大震災では顧客にも参加を呼びかけ、2回にわたって宮城県東松島市でボランティア活動を行なった

協賛企業が各社1本ずつ上映したい映画のフィルムを用意する決まりなのだが、単に調達するだけでなく、グループ企業のレストランで毎回コラボレーション特別メニューを用意し、催しの盛り上がりに花を添えている。

自然災害による被災地の復興支援にも積極的で、11年の東日本大震災ではボランティアチームを2回に分けて宮城県東松島市に派遣。ここでも来店客に参加を呼びかけ、社員と顧客が一緒になつて民家の泥出しなどに汗を流した。

こうした「社会と共に生きる」企業文化が確立されたのは特にこの

20年余り。大木社長の「社会的に認められる企業になりたい」という強い思いからだつたという。

同社は1946年、大木社長の祖父の故・大木敏夫氏が豊橋市で開業した料理飲食旅館が事業の原点。50年の大木家設立を経て、52年でホール経営70周年を迎える老舗のホール企業だ。しかし、大木

社長が社長に就任した2001年

まだ低く、「パチンコ店というだけで一段低く見られていました」と振り返る。

そこで誓つた社会的地位向上にかける思いと、青年海外協力隊での体験が熱心な社会貢献活動の原動力になつたようだ。社会貢献活動に積極的に取り組むなかで、ホール経営の業績は上向き、人材も集まるようになつたと笑顔を見せ

最後に、大木社長は「社会と共に生きるという謙虚な姿勢を忘れたら、我々の業界の未来はありません」とウクライナの人たちへの思いを語り、「今後も何かできることがあれば」とさらなる人道支援に前向きだった。

各種の集客方法と 景表法・総付景品ガイドライン との関係



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

2 ホール併設飲食店の 割引券・無料券について

して取引に付随して提供する経済上の利益)に該当し(同法2条3項)、同法の規制対象となると同時にホール五団体

(現在は四団体)の制定した総付景品等

の提供に関するガイドライン(総付景品ガイドライン)の規制対象となる可能性がある。

その他、ホールの営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の仮設の店舗(露店)を出店させたりする例もある。

この方法も、同じく、景表法の規制対象となると同時に総付景品ガイドラインの規制対象となる可能性がある。

なお、いずれの集客方法についても、その告知がいわゆる出玉イベントを暗示するような表現となっている場合には、広告宣伝規制(風適法16条)に抵触する可能性もある。

これらの方法は、いずれも客(見込客を含む)に経済的利益を与えるものであり、これらの経済的利益は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法・景表法)にいう景品類(顧客誘引の手段と

1

各種の集客方法と その問題点

長期的な客離れに悩まされるパチンコホール業界にあっては、常連客の問い合わせなど新たなファン層の獲得のため様々な集客方法が試みられているが、その例として、ホールの営業所に併設された飲食店の割引券・無料券を配布したり、懸賞を実施したりすることが挙げられる。

これらの方法は、いずれも客(見込客を含む)に経済的利益を与えるものであり、これらの経済的利益は、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法・景表法)にいう景品類(顧客誘引の手段と

券については、一方で、景表法にいう「経済上の利益」(同法2条3項)に「…通常の価格より安く購入できる利益」も含まれることから(不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(定義告示)1項4号)、景品類に該当する可能性があり、

他方で、自店で提供する商品やサービスに関する「正常な商慣習に照らして値引…と認められる経済上の利益…は(景品類に)含まない」ともされていることから(定義告示1項)、景品類には該当しない可能性もある。

しかし、ホール業者とは無関係の第

ホール業者が、集客方法として営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の露店の出店を招致することがある。

露店の出店招致については、

ホール業者が出店費用(屋台や商品の運賃等)を補助したり、

売れ残りが出たら買い取る合意をしたりしたとしても、

独立した経済主体の取引行為なのであるから、
基本的に問題になることはない。

しかしながら、ホール業者からの利益補填により、
露店で特別な割引価格で商品やサービスを提供すると、
割引分相当額が総付景品類に該当することになる。

何故なら、先述のとおり

「…通常の価格より安く購入できる利益」も
景品類となるからである。

そして、このような利益の提供は、
総付景品ガイドラインでは認められていないから、
同ガイドラインに抵触することになる。

第三者がホール併設の飲食店を営業している場合、ホール業者がその割引券・無料券を配布すると、自店で提供する商品やサービスについての値引きではないから、景品類に該当するこ

とになり、景表法及び総付景品ガイドラインの規制対象となる。この場合、同ガイドラインは、菓子類、飲料、ティッシュその他日用雑貨及び来店ポイントしか景品として提供することができないとしているので(同ガイドライン2条)、これに抵触することになる。

また、ホール業者が自らホール併設の飲食店を営業している(営業主体が同一である)場合であっても、ホール営業と飲食店営業は別個の営業であるから、例えば、ホールのサイトやSNSで併設の飲食店の割引券・無料券がダウンロードできるようなシステムであつたりすると、ホール営業のための顧客誘引の手段となり、飲食店営業のための「正常な商慣習に照らして値引」とは認められないから、同じく景品類に該当することとなり、総付景品ガイドラインに抵触することになる。

これに対し、ホール併設の飲食店を営業しているのがホール業者自身であつても、また第三者であつても、飲食店として独自に割引券・無料券を配布

各種の集客方法と景表法・総付景品ガイドラインとの関係

するのであれば、「正常な商慣習」の範囲内にある限り景品類に該当せず、景表法や総付景品ガイドラインの規制対象とはならない。

3 ホールの懸賞による

景品類の提供

懸賞とは、くじ、特定の行為の優劣又はクイズの正誤により、誰にどのように景品類をプレゼントするかを決める方法である（懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（懸賞制限告示）1項）。

これに対し、総付景品とは、懸賞によらないで提供する景品類をいうから（一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（総付制限告示）1項）、懸賞による景品類の提供については、総付景品ガイドラインの規制の範囲外となる。

景表法上、懸賞により提供される景品類の価額の上限は、商品・サービスの購入や来店を応募の条件とする一般懸賞の場合、取引価額（パチンコでは貸玉料金が百円からであれば、これが取引価額となる）の20倍とされるが（懸賞制限告示2項）、これらを条件とせず誰でも応募できるオープン懸賞については

上限の規制はなく、例えば1億円の現金を景品として提供することも可能である。実際に、ホール併設の飲食店がオープン懸賞で高級外車を景品として提供した例もある。

とはいっても、高額の景品がゲットできることを告知したりすると広告宣伝規制等に抵触することになり、また、例えばホールでの懸賞の抽選会等を開催したりすると各都道府県の風適法施行条例で禁止されている「著しく射幸心をそそる行為／営業方法」の禁止に抵触することになる。

4 ホール敷地等への

露店の出店

ホール業者が、集客方法として営業所の敷地や隣接地に飲食物や物品販売の露店の出店を招致することがある。

露店の出店招致については、ホール業者が出店費用（屋台や商品の運賃等）を補助したり、売れ残りが出たら買取る合意をしたりしたとしても、独立した経済主体の取引行為なのであるから、基本的に問題になることはない。

しかしながら、ホール業者からの利益補填により、露店で特別な割引価格で商品やサービスを提供すると、割引価額となるものではない。

残念ながら、行き過ぎた自主規制で

分相当額が総付景品類に該当することになる。何故なら、先述のとおり「：通常の価格より安く購入できる利益」も景品類となるからである。そして、このようない利益の提供は、総付景品ガイドラインでは認められていないから、同ガイドラインに抵触することになる。

ところで、一部ではあるが、組合の自主規制で営業所内への露店の出店招致を禁止している例がある。しかし、露店の出店には客寄せとしての意味しかなく、客の射幸心をそそるおそれはないのであるから、かかる自主規制には合理性が認められない。

仮に、18歳未満の年少者が入場してしまうことを防止するという理屈で自主規制をするととしたところで、「：客として営業所に立ち入らせること」（風適法22条1項5号）とは、「：遊技をする客として立ち入らせることをいい、十八歳未満の者を営業所に単に立ち入らせることをもつて直ちに同号の違反になるわけではない」（解釈運用基準第17・9(4)）とされているのだから、年少者が露店の射的場やクレープ屋を目当てにホールの営業所内に立ち入ることは基本的に問題となるものではない。



店長に求められる知識

業界知識 XXVII

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。今回取り上げるのは、風適法におけるパチンコ店の管理者の業務についてです。パチンコ店の管理者である店長には必須の知識なので、しつかり学んでおきましょう。法令を遵守しなければならない管理者には一定の要件があります。最初の問題は管理者の人的資格に関するものです。

【問題】

風適法第24条「営業所の管理者」で定められている管理者に選任できる条件として、正しいものはどれか。

管理者の人的資格

【正解と解説】

正解はdです。

風適法第24条「営業所の管理者」第2項では、管理者になることができない者の条件を以下の通り、定めています。

a	・ 2	・ 2%
c	・ 22	・ 3%
d	・ 75	・ 5%

【回答分布】

- a : 覚せい剤中毒者
b : 暴力団の準構成員
c : 3年前に風俗営業許可の取り消しを受けた者
d : 10年前に交通事故で1年間の禁錮刑を受けた者

【選択肢】

- 未成年者
● 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者
● 破産者で復権を得ていない者
● 暴力団構成員、準構成員
● アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者
● 1年以上の懲役か禁固刑、

もしくは、一部法令違反で
1年未満の懲役か罰金刑を
受け、刑期終了後5年を経過しない者

● 風俗営業許可の取り消しを受けて5年を経過しない者

(※注)
一部法令違反：風適法、刑法、組織的犯罪処罰法、売春防止法、児童売春処罰法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、出入国管理及び難民認定法、労働派遣法の一部

いるものはどれか。

【選択肢】

a：営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行なう。

b：営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に
関する計画を作成する。

c：未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告し、その他必要な措置を講ずる。

d：遊技産業健全化推進機構が営業所に対して実施する立入検査に立ち会う。

dは禁錮刑を受けてから10年が経過しているため、管理者の資格を有しています。

風俗営業の管理者は、健全な営業を行うための統括責任者として、営業所ごとに1名選任することが定められています。

次に、管理者の業務にはどのようなものがあるのかを問題を解きながら学びましょう。

【回答分布】

a : 25・4% b : 7・7%
c : 7・0% d : 59・9%

管理者の業務

【問題】

風適法に定められる営業所の管理者の業務として、誤つて

bは第1項に、cは第7項にそれぞれ記載があります。

dは、一般社団法人遊技産業健全化推進機構の立入検査実施要綱、第6条第4項に「立入検査は、それを他の従業員の立会いの下で行う」とあるため、必ずしも管理者でなくともよいことになります。従ってdが誤りであり、正解となります。

「管理者の業務」には、第8項に「従業者名簿及びその記載について管理すること」も挙げられています。次の問題は、その従業者名簿に関するものです。

従業者名簿

【問題】

a：従業者名簿の記載事項には、住所、氏名、生年月日、本籍地が含まれる。

b：雇用関係のない派遣労働者（ホールスタッフ）も記載義務がある。

【選択肢】

c：適正な管理がされていれば、電子データとしてパソコン上に保管してもよい。

d：退職者の従業者名簿は、退職日から3年間の保管義務がある。

【正解と解説】

正解はdです。

営業所の管理者の業務は、風適法施行規則第38条「管理者の業務」に記されています。aは第5項に、

管理者の業務内容、義務について風適法や施行規則で確認しておきましょう。また、遊技産業健全化推進機構が実施する検査は、管理者が不在であっても実施されます。なお、風適法施行規則第38条

【回答分布】

- a : 47・3% b : 6・0%
c : 40・2% d : 6・5%

【正解と解説】

正解はaです。

業者名簿の記載事項」には、以下の通り記されています。

法第三十六条の内閣府令で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

風俗営業の管理者には、従業者名簿を管理する義務があります。

以前は本籍を記載する義務がありましたが、現在は社会的差別の原因になりうるという理由で廃止されています。

従業者名簿は雇用関係の有無にかかわらず、営業時間中に従来の業務に従事する労働者すべてが対象となります。派遣スタッフが1日だけ働いた場合も記載が必要です。また、ワゴンサービスや清掃スタッフ、警備員などもパチンコ店がお客様に提供する日常的なサービスに携わっているので、従業者名簿の記載対象となります。

また、必要事項が記載されていて、必要に応じてすぐに表示できるのであれば、パソコンにデータとして記録しても構いません。

名簿の保管義務期間が退職日から3年間であることにも注意しましょう。

案内

- b : 子どもの事故防止、子連れでの入場禁止の告知物
c : ATM設置の有無
d : デビットカードシステム

【回答分布】

- a : 13・3% b : 15・5%
c : 35・6% d : 35・6%

【正解と解説】

正解はaです。

次の問題は、遊技産業健全化推進機構が実施する「依存防止対策調査」に関するものです。

1 RSNの相談窓口告知ポスター（またはステッカー）の掲示

2 安心パチンコ・パチスロアドバイザーライター講習の受講者の有無

3 安心パチンコ・パチスロアドバイザーライターのポスターの掲示

4 安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置

5 18歳未満立入禁止の告知物の掲示

a : 乳幼児の車内放置撲滅の選択肢

依存防止対策調査

【問題】

2020年1月から遊技産業

健全化推進機構により始動した依存防止対策調査の項目と

して、誤っているものはどれか。

店がお客様に提供する日常的なサービスに携わっているので、従業者名簿の記載対象となります。

18歳未満と思われるお客様への年齢確認の実施

7 子どもの事故防止、子連れでの入場禁止の告知物の掲示

8 自己申告・家族申告プログラムの導入および告知状況

9 のめり込み防止標語の使用

10 依存防止対策に関する従業員教育の実施

11 お客様への適度な遊技方法の案内

12 ATMの設置の有無

13 デビットカードの設置の有無

現在、依存防止対策調査を受け入れているホール数は7947件（6月末現在）となっています。



今回は風適法における管理者の業務を取り上げました。風適法で第4号営業に分類されているパチンコ店には、他にも遵守すべきことがあります。次回も、パチンコ店が守らなければならない規制について学びます。

銀世界の 小路 緩文

コロナ禍における競艇は、ナイター開催やつてなかつたので重要性がわからなかつたが、今はネット投票で全国の競艇場のレースが買えるわけだから、夜、自宅にいながらにして

前編のあらすじ…パチンコホールのお客さんが減つたが、その人たちは今どこに行つたのか。一方、競艇の売り上げは好調のようで…。

競艇場の近くにわざわざ作つたのだから、特に競艇の情報は重要だ。

コロナ禍における競艇は、ナイター開催、そして昨年末からミッドナイト開催がテスト的に開始されたのだ

という。

それにより、仕事を終えたサラリーマンが自宅でネット投票を行うようになり利用者が増えた、という調査報告。

うわあ、さすがにそれはウチの業界では取り入れられないや。パチンコでそんなことやつたら怒られるどころか事件化されて摘発されそうだぜ。

うちの店舗近くの競艇場はナイター

報告は続く。

経営企画部と店舗との合同調査による、来店しなくなつたお客様の行動変化について。

「社長、それだけではありませんよ。実は今年の3月25日に『ギャンブル等依存症対策推進基本計画』という国

の施策が改定されたんですけど、宝くじについてはギャンブル依存の範疇に入れた方がいいという声もあつたのですが、結局そのままで、その後、宝くじは4月から新たな取り組みを開始したのです。クイックワン

投票ができるというのはニーズに合っていたのか。

しかも、経営企画部の調査によると、

競馬や競輪、そして競艇などは口座を開設することでポイントがついたり、指定されたレースを買うとポイントがついたりして、実質、キック

バック的な要素もあるという…。

ん？ それっていわゆる「ノミ屋」の手法じゃないの？ いいの？。

高額配当は打ち切りで払い戻すけど、

お客様には1割バックしたりする、ヤクザ者がやつている私設投票所、いわゆるノミ屋と言われるものやはり口だよね、それって。

しかも、ギャンブル好きというおじいちゃんなどは、息子がタブレットを渡して競馬や競艇のネット投票が楽しめる環境まで整えていたというケースもあつたようだ。

一度離れた心を取り戻すのは難しい。この層へのアプローチも難しいだろうな、と思つた。

まだまだ報告は続く。

「社長、それだけではありませんよ。実は今年の3月25日に『ギャンブル等依存症対策推進基本計画』という国

の施策が改定されたんですけど、宝くじについてはギャンブル依存の範疇に入れた方がいいという声もあつたのですが、結局そのままで、その後、宝くじは4月から新たな取り組みを開始したのです。クイックワン

コロナ禍後、来店しなくなつたおじいちゃん、おばあちゃんは、その家族がコロナ感染をおそれてパチンコに行くのを止めたりするうち、熱が冷めたというか継続性を失つて、今はパチンコでない余暇を楽しんでいることも多いということがわかつたのだという。

銀世界の裏

「という、ネットで宝くじを楽しめる仕組みです。もちろんクレジットカードなどにも対応しています」

このクイックワン、購入後ゲームにチャレンジすると当たりハズレが出る、というもの。今のところゲーム 자체はあまり面白くないものばかりだ

そうだが、報告者の私見では「これはおそらく世論の批判をかわすための方策」と思われる、とのこと。

要は、スクラッチくじをオンラインにアレンジしたもの。

または、ガチャのようなものだ。

スマホのゲームのようなガチャ演出とかが入つたら、これは大化けするかもしれない。

というか、オンラインカジノであるようなポーカーやバカラなどをうまくアレンジしたら……これはもう俺達では太刀打ちできない……。

6 店舗の店長達も同じように感じていたらしく、暗い顔でうつむいていた。

店舗閉鎖、事業縮小を覚悟したのだと思う。

が、社長としての俺は、当分パチンコ事業を縮小するつもりはない。

るらしい。

状況が厳しいことはわかっているので、全社的な人事異動や経費削減などまずは踏ん張つてみたい。

その決意を改めて周知し、会議は終わった。

その後も俺は、ITやインターネットとパチンコとの関係について考えていた。

ウチは親父の代から遵法精神でやつてきているんだ。そこは間違えてはいけない。

対処療法で切り抜けてはいたが、あの経営会議から3か月たつても、営業状況は改善しなかった。

対処療法で切り抜けてはいたが、あの経営会議から3か月たつても、営業状況は改善しなかった。

しかしながら……。

「縮小するつもりはない」と言い切ったばかりなのに。

パチンコ事業のうちまず2店舗を閉店して、土地を貸与することにするか。

残された手はそれしかない。

本当に、それしかないか？

まだ見落としている手だけがあるんじゃないかな？

X Rは、「VR（仮想現実）」「AR（拡張現実）」「MR（複合現実）」といった先端技術の総称。

そこから「メタバース」という、オンライン上に構築された3次元の仮想空間で自分の分身＝アバターを操作して楽しむというコンテンツが注目されているという。

いや、正直に言つてしまえば、「手だて」はある。

ずっと頭の片隅にチラついていたけど、あえて考へないようにしてい

たことが。知つてはいるが、絶対に手はつけまいとしていたアレ。

この空間で、パチンコホールが営業されればいいんだけどなあ。

裏モノだ。

いやいや、ダメだ。

ウチは親父の代から遵法精神でやつてきているんだ。そこは間違えてはいけない。

そんな折、店舗の縮小について相談したくて、まずは飲み会という名目で幹部に集まつてもらつた。

コロナ禍でしばらく飲み会は控えていたが、やっと緩和されてきたのはありがたい。

久しぶりに仲間と飲むビールは最高だ。

その時、幹部の1人が闇スロの話をした。

最近、闇スロが摘発されたニュースがあつた。

店舗関係者だけでなく客も逮捕されていた。

どうやら、もともと普通のパチンコホールを経営していた関係者が運営していたらしい。

たぶん、俺と同じで本業がうまくいかなくなつて手を出したのだろう。

切羽詰まつて、闇スロに手を染めてしまつた元業界関係者の気持ちは、俺もよくわかる。

「それにして、なんで日本国内でやるんでしようね？日本の法律が適用されにくい他の国に行つて主催すればいいのに……」

「ん？海外で闇スロを営業するつてこと？だつたらラスベガスとかマカオとか行くよね？」

確かに、その場合は主催者は日本の法律には縛られないな。でも……。

「でも、日本国内からアクセスして遊んだお客さんは賭博罪で捕まるんじゃない？それ」

「あー。そうですよねえ。となると、お客様も集まらないか……」

オンラインカジノか、その手もあるか……。

裏モノ、闇スロ、オンラインカジノ。思いつく手だけが全部危ないヤツじやないか……。

でも、雇用を守るためにオレが犠牲になることも必要なかもしない。闇スロの経営者もそう考えたのかな。

本当に、どうしたらいいんだろう……。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

落 語家立川談志は、ソ連を揶揄する小説もよく作つた。覚えているのは、「ソ連のブレ

ーターが国の威信を掛けてマラソン競技で対決した。若い

だけに米大統領が勝つた。翌日のプラウダの報道は、『我が國の偉大な指導者ブレジネフ書記長は、堂々の2位であつたが、米大統領は、ビリから2番目であった』というものが、米大統領が「ソ連の2番目であつた」というものだった。

2人で走つた結果、1位を「ビリから2位」と表現しているので、また会社自体がアウトか？

子供だまし

んざら嘘ではない。子供だましのテクニックに長けているソ連を、風刺したのだ。いまあらためて、その伝統が今のロシア政府の言動に根付いていることを思い知られる。ズバリ言つた談志師匠が懐かしい。(M)

新幹線で上京した。しかし、どこに行つたかというと東北なのだ。

東京駅に着いて東京で一泊した後、翌日は早朝たたき起こされてバスに乗せられ、その後は強行軍で東北各地の観光地を見る

間も無く移動につぐ移動であつた。しかも毎晩のようにバカ騒ぎしていたからバスの移動等ではほとんど寝ていて観光地を見た記憶もほぼ無い。

修学旅行

でも楽しかつたな：(H)

1年ぶりにギックリ腰になつた。1年前は軽度だつたが、今回は重症で、1週間寝たきりの生活を余儀なくされた。

重症は約20年前に初めて発症して以来。シャワー中、突如、腰に電流が走つた。

体に筋肉がなさすぎると思った。骨院で指摘されたのは約20年前。1年前の再発時にそれを

思い出し、しばらくは長めの散歩を続けた

ギックリ腰再発

が、いつのまにか過去の話になつたのがまずかつたかと思つたが、後の祭りである。ストレッチはするようになつたが、日々老いる体に不安は募るばかりだ。

(N)

KiKo NEWS

編集後記

新横浜駅から西に向かう新幹線ホーム。ある日のこと、入線してきた電車の案内表示には「団体専用」と表示されていた。おそらく修学旅行行。当時、わくわくしながら

その時、思い出したのが40年以上前の高校時代の修学旅行だ。当時、わくわくしながら

推進機構では今夏から、



夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います